

事業総合保険

事業経営を取巻く様々な“リスク”... 対策はできていますか？

賠償責任損害

事業経営を揺るがしかねません!

- 賠償請求は増える一方!
- 賠償金額は高額化!

物 損 害

“安心”な保険にご加入ですか?

- 事故時の支払額をご存知ですか?
- ご加入の補償で安心ですか?

休業損害

事故時には必ず同時に発生!

- 休業による収益減少…備えは?
- 仮店舗で営業する際の資金は?

費用損害

ご存知ですか?補償の対象であることを...

- お客さまが施設でけがをされた際の見舞費用
- お店が被害にあった場合の争訟費用

富士火災の

事業総合 保険



『事業総合保険』におまかせ!

事業総合保険で悩み解決!

こういった“不安”や“悩み”をお持ちではないですか?



1. バラバラに加入している保険で、「賠償損害」「物損害」「休業損害」は全て補償されているのかな…

2. それぞれの保険の補償額はいくらだったかな…
本当に、十分な補償額なのかな…

3. いくつもの保険の満期手続は面倒だな…
“商品の在庫高”や“設備の時価額”まで調べるのは大変だな…

解決策は・・・

富士火災の
事業総合保険



1. 補償の総合化で加入漏れの心配なし!

- 業種毎にリスクを想定し、リスクに合った補償をセットしました!
- 必要な補償の加入漏れを防げ安心です!

2. 共通支払限度額方式でまとめて大きな安心!

- 保険種類毎に個別に設定していた支払限度額を“1本化”!
- 「いくらまで補償されるのか?」が明快に!
- 最大10億円までの補償をご用意!補償不足による心配も解消!

3. 加入時～満期時の事務手続の手間を軽減!

- 契約時には「売上高」等の限られた項目の告知で加入可能!
- 保険期間中の「在庫変動」「設備追加・入替」も通知不要!
- 売上高の変動があっても、原則満期時に保険料の精算不要! (※)

(※) 保険契約締結時において、営業開始後1年を経過していない等の場合には精算が必要です。

年間売上高
10億円以下の
店舗・作業所、
床面積1500m²未満の
事務所が対象となります。

共通支払限度額
5,000万円
～10億円まで
1,000万円単位で
設定可能!!

事業総合保険の充実した補償が

1 賠償責任補償 様々な賠償リスクに対応可能!万一の事故時の信用維持に役立ちます!

保険金をお支払いする主な場合

1. 施設の管理不備や業務遂行中の不注意による他人に対する身体・財物賠償責任損害



- 看板が落ちて通行人がケガをした。
- 施設内で火災が発生し、お客さまがやけどを負った。

2. 製造・販売した製品や商品の欠陥による他人に対する身体・財物賠償責任損害



- 販売したヒーターの設計上の欠陥により火災が発生した。
- 店内で出した料理が原因でお客さまが食中毒になり入院した。

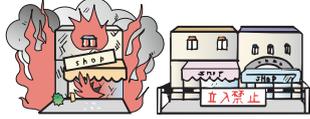
3. 他人から預かった財物に関する賠償責任損害



- 店内でお預かりしたお客さまのカバンが盗難にあった。

財物損壊を伴わない使用不能損害を補償!

爆発事故を起こしてしまい、近隣商店に直接の損害は与えなかったが、立ち入り調査等で、営業を休止させてしまった。



初期対応・訴訟対応費用も補償!

- 初期対応費用
 - ・事故状況調査、写真撮影費用
 - ・他人の財物の仮修理費用
 - ・見舞金、見舞品購入費用 など
 - 訴訟対応費用
 - ・意見書等の作成費用
 - ・交通費、宿泊費 など
- ※いずれも500万円限度

ご要望に応じ各種オプション選択可能!

- SELECT** 状況に合わせて補償を選択!
- 昇降機賠償責任補償特約
 - 漏水補償特約
 - 人格権侵害補償特約
 - 生産物・業務の結果危険に起因する賠償責任対象外特約 など

◆お支払いする保険金

1 損害賠償金

[身体賠償の場合]
治療費、休業損害、慰謝料など
[財物賠償の場合]
修理費用など
(賠償金額の決定につきましては、事前に弊社の承認が必要です。)

2 損害発生・拡大防止費用

損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用
(事前に弊社の承認が必要となります。)

3 応急手当等緊急措置費用

損害が発生した場合において、法律上の損害賠償責任がないことが判明したときにおける応急手当、護送、その他緊急措置等のために要した費用

4 権利保全・行使費用

他人に損害賠償を請求できる場合の権利の保全または行使に必要な手続きをするために要した費用(事前に弊社の承認が必要となります。)

5 保険会社への協力費用

損害賠償請求解決を弊社と協力するために要した費用

6 争訟費用

損害賠償請求に関する訴訟、仲裁、和解、調停、その他一切の争訟費用
(事前に弊社の承認が必要となります。)

- 1~4については、免責金額(※)を超えた部分について、支払限度額を上限として保険金をお支払いします。
 - 5については支払限度額、免責金額(※)に関係なく全額をお支払いします。
 - 6については、支払限度額、免責金額(※)に関係なくお支払いします。ただし、損害賠償金が支払限度額以内の場合には全額をお支払いしますが、支払限度額を超える場合には、支払限度額の損害賠償金に対する割合を乗じてお支払いします。
- (※) 免責金額とはお支払いする保険金の計算にあたって損害の額から差し引く額をいいます。免責金額は被保険者の自己負担となります。

2 物損害補償 物損害への備えも充実!大切な“財産”をお守りします!

★補償の対象となるものは?

- 営業用設備・什器
- 被保険者が所有する商品・製品・原材料(※1)



★こういった事故の際に?

- 火災 ● 落雷
- 破裂・爆発
- 盗難 ● 水災(※2)
- 破損・曲損
- 電氣的・機械的の事故 etc



★施設に収容中のみ補償の対象?

- 営業用設備・什器
→ 一時的な持ち出し中も対象となります。
- 商品・製品・原材料(※1)
→ 輸送中や、指定した施設外の倉庫に保管中も対象とすることができます。

設備・什器は『新価(※3)・実損払い』が可能!

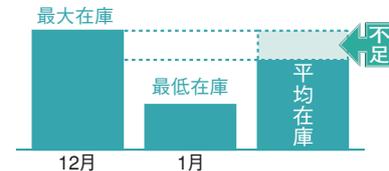
事故時に、「持ち出し」(減価償却分)の心配無用!



※製造業、リース・レンタル品は時価額基準。

契約時に保険の対象の保険価額(※4)設定不要!

在庫の変動、設備等の増加時でも、実際の損害額を補償!



業務用現金・預貯金証書の盗難も補償!

- ・業務用現金は100万円まで業務用預貯金証書は500万円まで補償。
- ・銀行預入等、一時持出し中も対象!



- (※1) サービス業、事務所、および花・植物・動物等の小売・卸売業については、保険の対象となりません。なお、その他の業種についても、「商品・製品等対象外特約」をセットすることにより、同様に保険の対象としないことができます。
- (※2) 製造業については対象となりません。
- (※3) 保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額。
- (※4) 損害が生じた地および時における保険の対象の価額(保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗・磨耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)

“不安”や“悩み”を「安心」に!

3 休業損失等補償

休業時も安心! 仮店舗での営業にも対応! 大切な“収益”を守れます!

◆ 偶然な事故による休業の損害



- お店が火事になり復旧までの3ヶ月間営業が停止した場合の休業損失

※ 事務所については、休業損失は対象外です。

◆ 左記の事故の際、売上回復のために要する下記費用

- おわび広告費用
- 営業再開の挨拶状作成費用 など

◆ 偶然な事故により損害を被った結果、営業を継続するために要する費用 (保険期間中500万円限度)

- 事務所が火事になったため一時的に別の事務所を借りる費用
- 機械が盗難にあったため別の機械をレンタルする費用

SELECT

約定復旧期間は1・3・6・12ヶ月の4パターンから選択

保険金をお支払いする場合

(ア) 偶然な事故により、対象建物等や対象敷地内にある被保険者の占有する物件(自動車、有価証券、稿本等は除きます。)、または対象敷地内に隣接するアーケード等が損害を受けた結果生じる休業損失

(イ) 対象敷地内・対象敷地内に隣接する建物等もしくは対象敷地内に面する道路において生じた水漏れまたは異常事態、または不測かつ突発的な事由によるユーティリティ設備(電気、ガス、熱、水道、電信・電話等)の機能が停止または阻害されたことによるユーティリティの中断の結果生じる休業損失

(ウ) 火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹(ひょう)災、豪雨、雪災、水災等により、商品・製品等を直接被保険者に供給する者または直接被保険者から受け入れる者の日本国内で占有する物件が損害を受けた結果生じる休業損失

4 費用補償

費用損害もカバー! より一層の安心を!

- 訪問者やお客さまが、施設内での偶然なケガで入院された場合、お見舞費用をお支払いします。(1万円~50万円)
- 施設が第三者による凶悪犯罪(放火・強盗・暴行など)等の被害にあった場合の訴訟対応費用を補償します。(保険期間中1,000万円限度)

オプション1

【食品関連業者の皆様へ】“食品事故”による損害の補償も充実!

【食品事故による休業損失補償特約】

食中毒、異物混入・変質事故等を発生させてしまい、保健所の立ち入り検査等で休業せざるを得ない場合の休業損失を補償!
(支払限度額は、共通支払限度額が適用されます。)



※ 営業継続費用は対象になりません。

【食品事故対応費用補償特約】

- 回収等費用 (輸送費・通信費・人件費等)
- 設備等改善費用(1事故100万円限度)
- 信頼回復広告費用(1事故100万円限度)



SELECT

支払限度額は、200万円、300万円、500万円、1,000万円の4パターンから選択。

オプション2

テナントの場合は貸主に対する賠償の備えも重要!

【借家人賠償責任補償特約】

支払限度額は、対象建物等が耐火構造の場合400万円、非耐火構造の場合300万円を最低限度額として、100万円単位で設定します。

【建具等修理費用補償特約】

(保険期間中1,000万円限度)

補償区分がA~Cセットの契約に左記「借家人賠償責任補償特約」をセットされた場合には、自動的にセットされます。

オプション3

さらに選んで安心の補償をプラス!

対象施設に生活用スペースがある併用住宅の場合にセットできます。



【総合個人賠償責任補償特約】

- 個人賠償責任リスクの補償：支払限度額は、3,000万円、5,000万円、1億円の3パターンから選択。
- 個人の「保管物」リスクの補償：支払限度額は、10万円、20万円、30万円の3パターンから選択。

(※) この特約をセットしたご契約には「賠償事故解決特約(総合個人賠償責任補償用)」が自動的にセットされ、総合個人賠償責任補償特約で補償する賠償事故の示談交渉を弊社がお手伝いします。

【生活用動産補償特約】

- 生活用の動産に対する補償：支払限度額は、100万円単位で設定します。

この特約をセットしたご契約の生活用動産に損害が生じ損害保険金をお支払いする場合に、損害保険金のほかに、臨時に生じた費用に対して1回の事故につき1対象敷地内ごとに100万円を限度として損害保険金の30%を臨時費用保険金としてお支払いします。ただし、通貨・預貯金証券の盗難、施設外に持ち出し中の生活用動産に生じた損害については臨時費用保険金をお支払いしません。

ご注意

- 事業活動に伴う事故の際につきましては、弊社は直接被害者の方と示談交渉はいたしません。
- 賠償金額の決定につきましては、事前に弊社の承認が必要です。

ご契約いただく際には必ずご確認ください

補償区分(セットパターン)の概要

	Aセット	Bセット	Cセット	Dセット	Eセット	Fセット
賠償リスク	○	○	○	○	○	○
物損害リスク	○	○	○	—	—	—
休業損失リスク	○	○	—	—	○	○
費用損害リスク	○	—	—	○	○	—

保険料について

保険料は、業種・施設の構造(耐火・非耐火の別)、補償区分(セットパターン)、共通支払限度額、把握可能な最近の会計年度の売上高(事務所の場合は床面積)などにより算出します。

なお、保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額を払い込む一時払のほか、複数回に分けて払い込む分割払、集団扱(一括払・分割払)、大口分割払などがあります。分割払の場合、所定の保険料の割増が適用されます。また分割払等では、口座振替による払い込みもご利用いただけます。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

- この保険には、満期返れい金、契約者配当金はありません。
- ご契約を解約される場合には、取扱代理店・営業社員までご連絡ください。なお、解約に際しては、ご契約の保険期間のうち未経過の期間に対する所定の保険料を返還または未払込保険料を請求させていただくことがあります。特に、保険料分割払特約(大口)をセットしたご契約については、原則として追加請求が生じます。
- 契約時において営業開始後1年を経過していない場合等、保険期間終了後に保険料の精算(請求または返還)をさせていただく場合があります。詳しくは取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。
- 実際にご契約いただく保険料につきましては、申込書をご確認ください。

支払限度額について

主な補償内容	主な支払限度額
賠償責任リスク 物損害リスク 休業リスク(休業損失)	共通支払限度額(1事故) 5,000万円～10億円まで 1,000万円単位で設定 ※2

■上記支払限度額に上乗せしてお支払いする主なリスク

主な補償内容	主な支払限度額(保険金額)
休業リスク(営業継続費用)	期間中500万円限度
費用リスク	死亡見舞費用1名50万円 など
被害事故訴訟費用	弁護士報酬金・裁判費用 1事故各200万円限度 期間中上記合算で1,000万円限度
建具等修理費用補償特約 ※1	1事故 1,000万円限度
借家人賠償責任リスク ※1	400万円(非耐火構造の場合300万円)～ 3,000万円まで100万円単位で設定
生活用動産リスク ※1	支払限度額を 個別に設定し てください。
総合個人賠償責任リスク	100万円単位で設定(2,000万円限度)
個人保管物リスク	1億円、5,000万円、3,000万円より選択 30万円、20万円、10万円より選択



※1 事故発生時に免責金額1万円が設定されています。
(休業損失には免責日数1日を適用します。)

※2 保険金の種類により共通支払限度額とは別に限度額の設定があります。

[例: 保管物に関する賠償責任リスク…期間中100万円 など]

保険期間について

この保険の保険期間(保険のご契約期間をいいます。)は、1年間となります(1年を超える長期契約はできません。)

※実際にご契約いただく保険期間につきましては、申込書をご確認ください。

業種別補償内容の注意点

○: 補償できる ×: 補償できない △: 任意付帯オプションにより補償可能

業種名	コード	賠償責任	物 損 害(注2)			休業損失等(注2)	
		生産物・業務の結果 危険補償(注1)	設備什器の 新価・実損払	商品・製品の補償 (輸送中含む)	水害補償	休業損失補償	食品事故による 休業損失補償
小 売 業	スーパー・コンビニ	A1・A5	○	○	○	○	△
	衣服・身の回り品・家具等	A2・A6	○	○	○	○	—
	自転車・時計・眼鏡等	A3・A7	○	○	○	○	—
	飲食品	A4・A8	○	○	○	○	△
	健康食品	A4・A8	○(※1)	○	○	○	△
	医薬品・化粧品	K1・K2	×	○	○	○	×
卸 売 業	花・植木・動物	L1・L2	○	○	×	○	×
	各種卸売(花・植木・動物除く)	B1～B4	○	○	○	○	△
	花・植木・動物	B5	○	○	×	○	×
	食料品 製造・販売	C1・C2	○	○	○	○	○
	飲食店	D1	○	○	○	○	○
	サービス業	E1～E7	○	○	×	○	×
	製造業(食料品)	G1	○	×	○	×	○
	製造業(その他)	G2～G9	○	×	○	×	×
	事務所	J1	×	○	×	○	×

(注1) オプションにより補償対象外とすることもできます。

(注2) 物損害および休業損失等につきましては、補償区分(セットパターン)により補償の対象とならない場合があります。

(※1) 「薬事法」「食品衛生法」等に違反していた「健康食品」による賠償責任損害については補償の対象外となります。

(※2) 製造業の場合は、時価(保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額から使用による消耗・磨耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)とします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の場合には保険金をお支払いすることができません。

共通

- ご契約者・被保険者またはこれらの法定代理人の故意による損害
- 戦争（宣戦の有無を問いません。）、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事象または暴動による損害
- 地震、噴火またはこれらによって生じた津波による損害
- 核燃料物質または核燃料物質により汚染されたものの放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故による損害

賠償責任損害

（賠償責任補償条項 共通）

- 洪水および類似の自然変象による損害賠償責任
- 環境汚染、廃棄物、石綿、石綿製品による損害賠償責任
- 石油物質の流出による水質汚染、漁獲高の減少等による損害賠償責任
- 被保険者と世帯を同じくする親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人および下請負人等が業務に従事中に被った身体障害による損害賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による損害賠償責任
- 給排水管、冷暖房装置、冷凍装置、湿度調整装置、消火栓、スプリンクラーその他業務用もしくは家事用器具から排出漏洩した液体、気体、煙もしくは蒸気による財物損壊に対する損害賠償責任（漏水補償特約をセットした場合を除きます。）
- 対象施設の修理、改造または取壊し等の工事による損害賠償責任
- 昇降機（昇降機賠償責任補償特約をセットした場合を除きます。）、航空機、自動車（自動三輪車、自動二輪車、原動機付自転車を含みます。以下同様とします。）、または対象施設外における船、車両の所有、使用、管理または業務の遂行による損害賠償責任
- 動物による損害賠償責任
- 次に掲げる業務による損害賠償責任（無資格を含みます。）
（ア）人または動物の診療、治療、看護、もしくは疾病の予防または死体の検案
（イ）医薬品または医療用具の調剤、調整、鑑定、もしくは投与または使用方法の指示
（ウ）身体美容または整形
（エ）あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうまたは柔道整復等
（オ）弁護士、会計士、建築士、設計士その他これらに類似の職業人が行う専門的職業行為
（カ）所定の資格を有していない者により行われる（ア）～（オ）までに掲げる施術または業務
- じんあいまたは騒音による損害賠償責任
- 電子機器類の日付認識に関する誤作動や機能喪失による損害賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償についての特別な約定がある場合のその約定により加重された損害賠償責任 など

（生産物・業務の結果危険による損害賠償責任）

- 生産物または業務の欠陥によるその生産物または業務の目的物の損壊自体に対する損害賠償責任
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して製造、売買もしくは引き渡した生産物または行った業務の結果による損害賠償責任
- 生産物もしくは業務の目的物の回収、検査、修理、交換その他の措置に要する費用およびこれらの回収措置により被保険者が被る損害賠償責任
- 生産物または業務の結果が所期の効能・性能を発揮しなかったことによる損害
- 次に掲げる生産物による損害賠償責任
（ア）医薬品（治験薬を含みます。）、化粧品、医療用具（薬事法第39条に定める届出を必要とするもの）
（イ）農薬、殺虫剤、除草剤、肥料、飼料
（ウ）たばこ
（エ）航空機、船舶（ジェットスキーを含みます。）、およびこれらの運行・操縦のために設計・使用される部品
- 次に掲げる財物の損壊による損害賠償責任
（ア）生産物が原料または部品等として使用されている財物
（イ）生産物を用いて製造・生産・加工されるもの など

（保管物危険による損害賠償責任）

- ご契約者、被保険者およびその代理人が行った保管物の盗取または詐取による損害賠償責任
- 被保険者、その代理人、被保険者の同居の親族の所有・使用する保管物の損壊、紛失、もしくは盗取されたことによる損害賠償責任
- 貨幣、紙幣、有価証券、証書、帳簿、宝石、貴金属、美術品、稿本、設計書等が損壊、紛失、もしくは盗取されたことによる損害賠償責任
- 自然発火または自然爆発した保管物自体の損壊による損害賠償責任
- 保管物の欠陥、自然の消耗、かび、腐敗、変色、さび、またはねずみ食い、虫食い等の損壊による損害賠償責任
- 保管物の返還後、その日を含めて30日を経過した後に発見された保管物の損壊による損害賠償責任
- リースまたはレンタルされた保管物の損害に対して負担する損害賠償責任（設備・什器等は「物損害」の補償対象です。）
- 販売または展示の目的で預かった商品・製品等の損害に対して負担する損害賠償責任
- 通常の作業工程上生じた修理もしくは加工の拙劣または仕上不良等による保管物の損壊に対する損害賠償責任
- 対象施設が借用の場合、借用した施設の損害に対して負担する損害賠償責任 など

物損害

- ご契約者、被保険者またはこれらの法定代理人の重大な過失によって生じた損害
- ご契約者、被保険者もしくは保険金受取人と同居の親族もしくは使用人、または保険の対象の使用もしくは管理を委託された方の使用人が行った窃盗、恐喝等の不誠実行為によって生じた損害
- 保険の対象の欠陥、自然の消耗、性質によるかび、腐敗、変色、さびまたはねずみ食い、虫食い等によって生じた損害
- 差押え、徴発、没収等国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害（消防または避難に必要な処置によって生じた損害を除きます。）
- 保険の対象に加工を施した場合、加工着手後に生じた損害
- 保険の対象に対する修理・清掃作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 詐欺または横領にかかったことによって生じた損害
- 置忘れ、紛失または不注意による廃棄によって生じた損害
- 無資格または道路交通法（昭和35年法律第105号）第65条（酒気帯び運転等の禁止）第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転している間、麻薬等の使用により正常な運転ができないおそれがある状態で、自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故による損害
- 電球、ブラウン管等の管球類に生じた損害（管球類以外の損害と同時に生じた場合を除きます。）
- 汚損、塗料のはがれ落ち等外観上の損傷で、保険の対象の機能に直接関係のない損害（これら以外の損害とは別生じた場合を除きます。）
- 自動販売機、コインゲーム機の故障、変調等による収容された商品・製品の損害および収容された商品・製品のみを盗難による損害
- 楽器に生じた、絃の切断、打楽器の打破の破損、音質の変化等の損害
- 動物、植物に生じた火災等の限定された損害以外の損害
- テープ、カード、ディスク等記録媒体に記録されているプログラム、データ類のみの損害
- 商品・製品等に生じた次の損害
（ア）万引きその他不法侵入、暴行等の行為をなさなかった者による盗取
（イ）検品・梱包の際に発見された数量の不足
（ウ）受渡しの過誤等の事務的・会計的な間違い
（エ）冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊、変調、機能停止による温度変化
- 手形または小切手に盗難事故が発生した場合の、それらの不渡損害、拒絶支払、および一切の金利損害
- 対象敷地内外に設置された看板、自動販売機に生じた損害
- 自動車、船舶、航空機に生じた損害
- リース品、レンタル品で他人に貸与されまたは他人の占有下にあるものに生じた損害
- 稿本、設計書、証書、帳簿、有価証券、印紙、切手等に生じた損害
- 製造業における、台風、暴風雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ等の水災（ただし、水害費用保険金を除きます。） など

休業損失等損害

（休業損失補償条項・営業継続費用補償条項共通）

- ご契約者または被保険者が所有または運転する車両またはその積載物の衝突または接触による損害
- 事故の現場における紛失または盗難による損害
- 万引き、詐欺、横領による損害
- 冷凍（冷蔵）装置または設備の破壊、変調または機能停止によって起こった温度変化による損害
- 製造中または加工中のものに生じた損害
- 腐食、浸食、欠陥、自然の摩滅・消耗・劣化、性質による発火・爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質またはねずみ食い・虫食いにより生じた損害
- 偶然な外来の事故によらない電気的事故または機械的事故によって生じた損害
- 動物または植物に生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動等の地盤変動によって生じた損害
- 修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
- 土地の沈下、隆起、移動等の地盤変動によって生じた水漏れによる損害
- 屋根、扉、窓、通風筒等からの雨または雪等の吹き込みによって生じた水漏れによる損害
- ご契約者の使用人または被保険者の使用人の故意によって生じた異常事態による損害 など

※上記1～10による損害により、③休業損失等補償の「保険金をお支払いする場合」(イ)が生じた場合には補償の対象となります。

費用損害

- 被災者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為によって生じた傷害
- 被災者の脳疾患、疾病、心神喪失、妊娠、出産、早産または流産による傷害
- 被災者の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等を訴えている場合で、それを裏付けるに足りる医学的見解のないもの
- 対象施設の業務に従事している方がその業務に従事中に被った傷害
- 被保険者と同居または生計をともにする親族の被った傷害
- 被保険者が損害賠償金として負担した損害 など

保険料の算出における確認資料提出について

この保険契約の保険料の算出は、対象施設が事務所である場合を除き、申込書に記載する各対象施設ごとの最近の会計年度（1年間）における売上高を使用し、確定保険料とします。下記①または②などの算出の基礎に使用する資料（以下、「確認資料」といいます）や「保険料の確定に関する同意書ならびに保険料算出基礎数値に関する告知書」をご契約時（ご継続時を含む）にご提出いただきます。
①損益計算書 ②営業報告書

商品・契約内容に関するお問い合わせは…
富士火災

お客様センター
0120-228-386

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日：午前9:00～午後6:00（年末年始を除きます。）
●土日祝：午前9:00～午後5:00

事故の受付・ご相談は…
富士火災

セイフティ24コンタクトセンター
0120-220-557

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
24時間・365日
受け付けております。

電話番号はおかけ間違いのないように

ご不満・ご要望のお申し出は…
富士火災

お客様の声室
0120-246-145

*携帯電話・PHSからもご利用になれます。
●平日：午前9:00～午後7:00（年末年始を除きます。）

弊社との間で問題を解決できない場合は…
一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター
0570-022-808

*PHS・IP電話からは03-4332-5241
●平日：午前9:15～午後5:00（12月30日～1月4日を除きます。）
※電話番号はお客さま負担となります。

ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書をご用意していますので、必ずお読みください。ご不明な点につきましては、取扱代理店・営業社員までお問い合わせください。

●保険料お支払の際は、「初回保険料口座振替特約」をセットされた場合などを除き、富士火災所定の保険料領収証を発行することとなりますので、お確かめください。●ご契約後、1か月経過後も保険証券が到着しない場合は、弊社取扱営業店にご照会ください。●事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店・営業社員またはセイフティ24コンタクトセンターまでご連絡ください。●ご契約後、お届けの住所、電話番号が変更となった場合は、すみやかに取扱代理店・営業社員またはお客様センターにご連絡ください。●このパンフレットの内容は概要の説明です。詳しくは取扱代理店・営業社員にご照会ください。●弊社の損害保険募集人（代理店・営業社員）は保険契約締結の代理権および告知受領権を有していますので、有効に成立したご契約は、弊社と直接契約されたものとなります。なお、代理店は、弊社との委託契約に基づき、保険料の領収、保険料領収証の発行、契約条件変更の際のご通知の受領などの代理業務も行っていきます。●複数の保険会社による共同保険契約の場合には、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。各引受保険会社は、それぞれの引受割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせは

富士火災海上保険株式会社

〒105-8622 東京都港区虎ノ門4-3-20
TEL.03-5400-6000（大代表）
http://www.fujikasai.co.jp/